ひらかた万博パビリオン事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、ひらかた万博パビリオン事業（以下「パビリオン事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

（対象事業）

第２条　パビリオン事業として承認する事業は、市民や市民団体、事業者などが実施する取り組みで、2025年大阪・関西万博を契機とした市独自の取組「ひらかた万博」の目的達成に資する事業を対象とする。ただし、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

（１）公序良俗に反するもの

（２）政治的又は宗教的目的を有するもの

（３）不当な利益を得るために行われるもの

（４）その他市長が不適当であると認めるもの

（パビリオン事業の実施期間）

第３条　施行日から令和８年３月31日まで

（市の支援内容）

第４条　市長はパビリオン事業の承認を受けた者に対し、次に掲げる事項を認め、支援する。

（１）「ひらかた万博パビリオン事業」の名義使用

（２）ひらかた万博ロゴマーク及びキャッチコピーの使用

（３）のぼり旗等の周知啓発用備品の使用

（４）広報支援（市ホームページ等による周知）

２　事業の承認を受けた者は、前号の支援を受けるため必要な手続きを市から求められた場合には適切に対応を行わなければならない。

（申請、承認手続き）

第５条　パビリオン事業の承認を受けようとする者は、ひらかた万博パビリオン事業承認申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により、あらかじめ市長に申請しなければならない。

２　市長は、前項の申請書が提出されたときは、その内容を審査し、ひらかた万博パビリオン事業承認（不承認）通知書（様式第２号及び３号）により、申請者に結果を通知する。

３　市長は、承認にあたり、必要な条件を付すことができる。

（承認内容の変更）

第６条　前条により承認を受けた者が、承認内容を変更し、又は中止しようとするときは、ひらかた万博パビリオン事業変更・中止届出書（様式第４号）により、直ちに市長に報告しなければならない。ただし、軽微な内容の変更については、その限りではない。

（承認の取り消し）

第７条　市長は、次のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。

（１）申請内容または添付資料に虚偽があると認められるとき

（２）承認後に第２条の規定に該当しないことが判明したとき

（３）市長が特に承認を取り消す必要があると認めたとき

２　前項の規定により承認を取り消した場合において、主催者に損害が生じても、市長はその損害の責めを負わない。

（実施報告）

第８条　パビリオン事業の承認を受けた者は、当該事業終了後速やかにひらかた万博パビリオン事業実施報告書（様式第５号）により、市長に報告しなければならない。

附則

この要領は、令和５年７月19日から施行する。